

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 30 日（金）第3403号の14



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則（※）

（人事課取扱い） 1

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鹿児島県知事

三反園訓

鹿児島県規則第24号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表部局長の項を次のように改める。

部局長	本庁（くらし保健福祉部及び土木部を除く。）	次長（複数の次長を置く部局にあつては部局長が定めた担当事務の区分に応じ、当該事務を担当する次長）	主務課の課長又はセンター長	
	くらし保健福祉部	次長（くらし保健福祉部長が定めた担当事務の区分に応じ、当該事務を担当する次長）。ただし、子育て・高齢者支援総括監の所管に属する事項を除く。	主務課の課長	
		子育て・高齢者支援総括監。ただし、子育て・高齢者支援総括監の所管に属する事項に限る。	参事（子育て・高齢者支援担当）	主務課の課長
	土木部	土木監	次長（土木部長が定めた担当事務の区分に応じ、当該事務を担当	監理課長

(11) 税務官署を監督する税務官署への更正すべき旨の請求（法72の50③）					○						
(12) 2以上の道府県において個人が行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の決定に係る総務大臣への不服申出（法72の54④）					○						
(13) 大規模の償却資産の指定及び価格等の決定等（法742, 743）				○							

別表第6 共生・協働推進課（長寿・生きがい推進室を含む。）の表中「共生・協働推進課（長寿・生きがい推進室を含む。）」を「共生・協働推進課」に改め、同表1の項事務の種類欄を次のように改める。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務

別表第6 共生・協働推進課（長寿・生きがい推進室を含む。）の表中2の項から5の項までを削る。

別表第6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表中8の項から17の項までを削り、18の項を8の項とし、19の項を削る。

別表第6 離島振興課の表3の項事務の種類欄を次のように改める。

3 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）の施行に関する事務
この項中有人国境離島地

域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法を「法」, 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱(平成29年4月3日府海事第7号)を「要綱」, 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業実施要領(平成29年4月3日府海事第7号)を「要領」という。

別表第6 離島振興課の表3の項に次の4号を加える。

(3) 交付金事業計画の作成(変更を含む。)(要綱6①, 要領第1-4)				○							
(4) 交付金事業計画又は交付金事業計画変更申請書の内閣総理大臣への提出(要領第1-1, 第1-4)				○							
(5) 地域社会の維持に関する計画及び交付金事業計画に関する各部局間の調整				○							
(6) 地域社会の維持に関する計画及び交付					○						

	に対する資料提出の協力要求（法15①）										
	(8) 医療費適正化計画の進捗状況又は評価の結果を踏まえた保険者又は医療機関に対する助言又は援助（法15②）				○						
23 災害時医療に関する事務	(1) 災害拠点病院の指定				○						
	(2) 災害派遣医療チーム指定病院の指定				○						
	(3) 原子力災害拠点病院の指定				○						
	(4) 原子力災害医療協力機関の登録				○						

別表第6保健医療福祉課の表に次のように加える。

28 へき地医療に関する事務	(1) へき地医療の実施計画の策定				○						
	(2) へき地医療拠点病院の指定				○						
	(3) へき地巡回診療の実施					○					
29 救急病院等の認定に関する事務 この項中救急病院を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）を「省令」という。	(1) 救急病院等の認定（省令1）						○			地域振興局長 支庁長	
	(2) 救急病院等の認定等に係る告示（省令2）						○			地域振興局長 支庁長	
30 へき地	(1) 修学資金				○						

	派遣												
	(5) 自治医科 大学生の夏 期実習の実 施の決定					○							

別表第 6 保健医療福祉課の表の次に次の 1 表を加える。
国民健康保険課

事務の種類	事 項	合議 先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	所 長		
1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関する事務 この項中高齢者の医療の確保に関する法律を「法」、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）を「省令」、障害認定に係る事務の取扱いについて（平成20年3月24日付け保総発第0324002	(1) 前期高齢者納付金等の滞納者に対する国税滞納処分の例による処分（法44④）				○						
	(2) 前期高齢者納付金等の一部の納付猶予の申請（法46①）					○					
	(3) 医師等に対する診療，薬剤の支給又は手当に関する報告，診療録等の提示の命令及び質問の実施（法61①）					○					
	(4) 療養の給付等を受けた者に対する診療，調剤又は指定訪問看護の内容に関する報告の命令及び質問の実施（法61②）					○					
	(5) 保険医療機関等及び					○					

	及び保険医等の登録の取消しの処分が必要と認めるときの厚生労働大臣への通知 (法72③)																			
(10)	指定訪問看護事業者、看護師等に対する指定訪問看護に関する指導 (法80)				○															
(11)	指定訪問看護事業者等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の要求又は質問若しくは検査の実施 (法81①)				○															
(12)	指定訪問看護事業者の指定の取消しの処分が必要と認めるときの厚生労働大臣への通知 (法81③)				○															
(13)	後期高齢者医療広域連合に対する負担金の減額の決定 (法97①)				○															
(14)	後期高齢者支援金等の滞納者に対する国税滞納処分の例による処分 (法124〔44④〕)				○															

(15) 後期高齢者支援金等の一部の納付猶予の申請（法124〔46①〕）				○						
(16) 後期高齢者医療広域連合及び市町村に対する後期高齢者医療制度の運営に関する助言等の実施（法133①）				○						
(17) 後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付等に係る後期高齢者医療広域連合との協議についての決定（法133②）			○							
(18) 後期高齢者医療広域連合及び市町村からの事業及び財産の状況に関する報告の徴収及び後期高齢者医療広域連合等に対する検査の実施並びに保険者からの業務に関する報告の徴収及び保険者に対する検査の実施（法134①②）				○						
(19) 後期高齢				○						

	者医療広域 連合又は国 民健康保険 団体連合会 からの後期 高齢者医療 に係る事業 状況の報告 の処理（法 135①）																			
	(20) 支払基金 等からの業 務又は財産 の状況に関 する報告の 徴収及び支 払基金等 に対する検査 の実施（法 152①）					○														
	(21) 支払基金 等の処分が 必要と認め るときの厚 生労働大臣 への通知 （法152③）				○															
	(22) 質問, 検 査等を行う 職員の身分 証明書の交 付（省令 118）						○													
	(23) 後期高齢 者医療広域 連合からの 医療に関する 障害認定 の協議に係 る決定（通 知2(4)）					○														
2 国民健 康保険法 （昭和33 年法律第 192号） の施行に 関する事 務 この項	(1) 国民健康 保 険 組 合 （以下この 項中「組合」 という。） その他の関 係者に対す る指導及び 助言（法4					○														

請求その他の の保険給付 の審査及び 支払に係る 情報の提供 の要求（法 75の3，省 令1①）										
(23) 法令違反 等があると 認める場合 の市町村等 に対する保 険給付の再 度の審査 （以下この 項中「再審 査」という。）の要 求（法75の 4①）			○							
(24) 市町村等 からの再審 査結果の報 告の処理 （法75の4 ②）				○						
(25) 法令違反 等があると 認める場合 の市町村に 対する保険 給付の全部 又は一部の 取消しの勧 告（法75の 5①）			○							
(26) 市町村に 対する保険 給付の全部 又は一部の 取消しの勧 告に関する 意見聴取 （法75の5 ②）				○						
(27) 勧告に従 わなかった 市町村に係 る国民健康			○							

保険保険給 付費等交付 金の額の減 額の決定 (法75の6)										
(28) 市町村か ら徴収する 国民健康保 険事業費納 付金（以下 この項中 「納付金」 という。） の額の算定 及び納付金 の額の算定 に必要な各 種係数等の 決定（法75 の7①，政 令9③⑤⑧ ⑨，10③⑥ ⑦，11③⑥ ⑦，省令10 ①，16①， 25①）			○							
(29) 組合が行 う滞納処分 の認可（法 80①）			○							
(30) 市町村か ら徴収する 財政安定化 基金拠出金 の額の算定 （法81の2 ④，政令22 ①②）			○							
(31) 国民健康 保険運営方 針（以下こ の項中「運 営方針」と いう。）の 策定（変更 を含む。） 及び公表 （法82の2 ①⑦）	○									
(32) 運営方針				○						

(39) 連合会の特別代理人の選任（法86〔24の5〕）					○														
(40) 連合会の理事に対する議決すべき事項の処理に係る指揮（法86〔25①〕）					○														
(41) 総会の議決事項の認可（法86〔27②〕）					○														
(42) 連合会の地区の拡張に係る規約の変更に関する総会の議決事項の認可申請があった場合における市町村長等への意見聴取（法86〔27③〔17③④〕〕）					○														
(43) 連合会の規約の変更等に関する届出の処理（法86〔27④〕）					○														
(44) 連合会の解散の認可及びその告示（法86〔32②〕，施行令26〔25〕）					○														
(45) 解散した連合会の財産処分の許可（法86〔32の2②〕）					○														
(46) 連合会の					○														

	こと又は退職被保険者等所属市町村が確保すべき収入を確保しなかったこと若しくは支出すべきでない経費を支出したことに係る厚生労働大臣への弁明（政令附則 3 ②〔政令 3 ③〕）												
	(78) 組合の役員の変更の届出の処理（規則23）					○							
	(79) 連合会の役員の変更の届出の処理（規則36〔23〕）					○							
3 特定健康診査・特定保健指導に関する事務 この項中特定健康診査・特定保健指導推進支援事業実施要綱（平成19年4月18日制定）を「要綱」という。	(1) 特定健康診査・特定保健指導推進研修に係る実務者検討会の設置・運営（要綱 3 (1)）					○							
	(2) 特定健康診査・特定保健指導推進研修の開催（要綱 3 (2)）					○				地域振興局長 支庁長		課長は、本庁が実施するものに限る。	
	(3) 特定健康診査等実施計画の策定に係る医療保険者支援の実施（要綱 3 (3)）					○				地域振興局長 支庁長		課長は、本庁が実施するものに限る。	

別表第 6 地域医療整備課の表を削る。

別表第 6 社会福祉課の表 1 の項中第 28 号を第 29 号とし、第 25 号から第 27 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 24 号の次に次の 1 号を加える。

(25) 県地域福祉支援計画の策定及び変更(法108①③)		○																	
-------------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 介護福祉課の表を削る。

別表第 6 健康増進課の表に次の 3 項を加える。

12 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	県歯科口腔保健計画の策定(変更を含む。)(法13①)		○																
13 がん対策基本法(平成18年法律第98号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	県がん対策推進計画の策定及び変更(法12①③)		○																
14 がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)の施行に関する事務 この項中がん登録等の推進に関する法律を「法」、がん登録等の推進に関する法律施行	(1) 届出対象情報の届出を行う診療所の指定及び辞退の処理(法6②④)					○													
	(2) 指定診療所の指定の取消し(法6⑤)					○													
	(3) 病院の管理者に対する規定違反に係る届出対象情報の届出の勧告及び公表(法7)					○													
	(4) がん情報					○													

改め、同項第27号中「21の5の25②③④」を「21の5の26②③④」に改め、同項第28号中「21の5の26①③」を「21の5の27①③」に改め、同項第29号中「21の5の27①②③④」を「21の5の28①②③④」に改める。

別表第6子ども福祉課の表を削る。

別表第6生活衛生課の表19の項第4号中「7①」を「7①②」に改め、同項第5号中「営業者」を「営業者等」に改める。

別表第6薬務課の表の次に次の3表を加える。

子ども家庭課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者 所 長		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長			
1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務 この項中社会福祉法を「法」，社会福祉法人に対する助成の手續に関する条例（昭和38年鹿児島県条例第58号）を「条例」という。	(1) 社会福祉関係法の施行事務に関する指導監督，計画の樹立（法20）				○						
	(2) 社会福祉関係法の施行事務に従事する職員の訓練の実施（法21）				○						
	(3) 社会福祉法人の設立，解散及び合併の認可（法31①，46②，50③，54の6②）				○						
	(4) 社会福祉法人の定款変更の認可（法45の36②）				○						
	(5) 社会福祉法人等からの届出等の処理（法45の36④，46③，46の6④⑤，47の5，59，62①，63①，64，67①，							○			

(13) 県が助成する社会福祉法人に対する報告の要求及び予算変更の勧告(法58②I II)				○						
(14) 県が助成する社会福祉法人に対する役員解職の勧告(法58②III)				○						
(15) 県が助成する社会福祉法人に対する補助金等の返還命令(法58③, 条例3)				○						
(16) 国, 県, 市町村及び社会福祉法人(以下この項中「国等」という。)以外の者に対する社会福祉施設の設置等の許可(法62②)				○						
(17) 国等以外の者が社会福祉施設の設置等の許可を受けた場合の当該許可に係る変更の許可(法63②)				○						
(18) 国等以外の者に対する施設を必要としない第一種社会福祉事業の経営の許可(法67②)				○						

	(19) 国及び県 以外の者か らの第二種 社会福祉事 業の開始等 の届出の処 理 (法69)						○				
	(20) 社会福祉 事業を経営 する者に対 する報告の 要求並びに 検査及び調 査の実施 (法70)				○				○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
	(21) 社会福祉 事業を経営 する者に対 する施設の 改善命令 (法71)			○					○	地域振 興局長 支庁 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
	(22) 社会福祉 事業を経営 する者に対 する社会福 祉事業の経 営の制限、 停止命令又 は許可若し くは許可の 取消し (法 72)			○							
	(23) 独立行政 法人福祉医 療機構貸付 金の借入申 込書に係る 意見の決定 (独立行政 法人福祉医 療機構業務 方法書21)				○						
2 児童福 祉法 (昭 和22年法 律第164 号) の施 行に関す る事務 この項	(1) 指定児童 福祉司養成 施設等の指 定及びその 取消し (法 13② I, 政 令3の2⑩)			○							
	(2) 児童相談				○						

子生活支援施設における保護の実施等 (法23)									支庁長
(11) 児童相談所長等からの報告の処理 (規則2, 26②, 31, 32②)						○			
(12) 児童の措置等 (法27①②⑤⑥, 27の2)							○	中央児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
(13) 里親の認定に係る諮問及び登録 (政令29, 規則28①)				○					
(14) 里親の登録に係る通知 (規則28②)						○			
(15) 里親からの届出の処理 (規則30)							○	中央児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
(16) 家庭裁判所への送致 (法27の3)							○	中央児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談所長	
(17) 保護者からの隔離措置及び立入調査の実施							○	中央児童相談所長 大隅児	

(法28①, 29)										童相談 所長 大島児 童相談 所長
(18) 児童の同 居届出の処 理 (法30① ②)								○		地域振 興局長 支庁 長
(19) 児童の同 居届出者の 居住地変更 に係る関係 都道府県知 事への通知 (政令33)					○					
(20) 児童の保 護について の指示及び 報告の徴収 (助産施設, 母子生活支 援施設, 保 育所及び児 童厚生施設 に対するも のを除く。) (法30の2)								○		中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
(21) 在所年齢 の延長等の 決定 (法31 ①②)								○		地域振 興局長 支庁 長 中 央児童 相談所 長 大 隅児童 相談所 長 大 島児童 相談所 長
(22) 児童の一 時保護 (法 33②)								○		中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長

(23) 義務教育 終了児童等 への支援 (法33の6 ①)							○	中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
(24) 義務教育 終了児童等 からの児童 自立生活援 助の実施を 希望する旨 の申込書の 処理 (法33 の6②)							○	中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
(25) 義務教育 終了児童等 への情報提 供 (法33の 6⑤)							○	中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
(26) 被措置児 童等虐待に 係る措置の 内容等の社 会福祉審議 会への報告 (法33の15 ②)			○					
(27) 被措置児 童等虐待の 状況等の公 表 (法33の 16)				○				
(28) 児童自立 生活援助事 業又は小規 模住居型児 童養育事業 に係る届出 の処理 (法 34の4)				○				
(29) 児童自立 生活援助事				○				

(35) 国等以外の者の施設の変更の届出の処理 (省令37⑤⑥)				○						
(36) 市町村の施設の廃止又は休止の届出の処理 (法35⑥)				○						
(37) 国等以外の者の施設の廃止又は休止の承認 (法35⑦, 省令38②③)			○							
(38) 施設の長等に対する報告の要求及び立入検査等の実施 (法46①)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(39) 設備等が条例で定める基準に達しない場合の施設の設置者に対する改善の勧告及び命令 (法46③)			○					○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。
(40) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令に係る諮問 (法46④)				○						
(41) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令			○							

する役員解職の勧告 (法56の5 〔社会福祉法58②Ⅲ③ ④〔56⑤〕)										
(48) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施設の設置者等に対する報告の要求等 (法59①)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(49) 設置の届出をしない、又は許可を受けない施設の設置者等に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法59③④)				○						
(50) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施設の設置者等に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令及びそれに係る諮問 (法59⑤)				○						
(51) 勧告又は命令をした場合の市町村長への通知 (法59⑦)				○						
(52) 療育の給付に要する費用についての本人又はその扶養義務者の自己負担金の額の決定等								○	保健所長	

(61) 指定児童福祉司養成施設の長等からの報告の処理並びに当該長等に対する報告の要求並びに指導及び検査の実施（政令3の2⑤⑥⑦）					○						
(62) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定及び指定の更新（法6の2②, 19の10①）					○						
(63) 小児慢性特定疾病医療費の支給（法19の2①）					○						
(64) 支給認定のための診断をする医師（以下この項中「指定医」という。）の指定及び指定の更新（法19の3①, 省令7の12）					○						
(65) 小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定（以下この項中「医療費支給認定」という。）、指定医療機関の選定及び医療受給者証の交付（法19の3									○	保健所長	

(74) 指定小児慢性特定疾病医療機関等に対する小児慢性特定疾病医療支援の実施に関する報告及び帳簿書類等の提出等の命令並びに検査等の実施 (法19の16①)				○						
(75) 小児慢性特定疾病医療費の支払の一時差止め (法19の16④)			○							
(76) 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対する規定遵守の勧告及び公表並びに勧告に係る措置命令及び公示 (法19の17)				○						
(77) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止 (法19の18)			○							
(78) 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定等の公示 (法19の19)				○						
(79) 小児慢性特定疾病医				○						

療費の請求等の審査及び額の決定並びにそれに係る意見の聴取並びに支払に関する事務の委託（法19の20①③④）										
(80) 小児慢性特定疾病医療費の不正利得の徴収（法57の2③）				○						
(81) 指定小児慢性特定疾病医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の不正利得の徴収（法57の2④）				○						
(82) 小児慢性特定疾病児童等の保護者等に対する小児慢性特定疾病医療費の支給に関する報告又は文書その他の物件の提出等の命令等（法57の3②）							○	保健所 長		
(83) 小児慢性特定疾病児童の保護者等の資産若しくは収入の状況に係る文書の閲覧等の要求又は銀行等への報告の要求（法57							○	保健所 長		

	略等の決定 (省令26② ④)									長	
	(15) 指導監査 の実施(児童扶養手当 等支給事務 指導監査実 施要綱(平 成24年3月 28日制定))							○		地域振 興局長 支庁 長	
4 特別児 童扶養手 当等の支 給に關す る法律の 施行に關 する事務 この項 中特別児 童扶養手 当等の支 給に關す る法律を 「法」、 特別児童 扶養手当 等の支給 に關する 法律施行 規則(昭 和39年厚 生省令第 38号)を 「省令」 という。	(1) 受給資格 及び手当の 額の認定 (法5)							○		地域振 興局長 支庁 長	
	(2) 手当の額 の全部又は 一部を支給 しないこと の決定(法 11)							○		地域振 興局長 支庁 長	
	(3) 手当の支 払の一時差 止め(法12)							○		地域振 興局長 支庁 長	
	(4) 受給資格 者の死亡に 係る未支払 手当の支払 の決定(法 13)							○		地域振 興局長 支庁 長	
	(5) 手当の支 払の調整措 置(法16 〔児童扶養 手当法31〕)							○		地域振 興局長 支庁 長	
	(6) 受給者又 は支給停止 者からの届 出等の処理 (法35, 省 令4から12 まで, 12の 3)							○		地域振 興局長 支庁 長	
	(7) 受給資格 者等に対す る調査の実 施(法36①)							○		地域振 興局長 支庁 長	
	(8) 障害児等 に対する受							○		地域振 興局長	

	診命令及び職員による診断の実施(法36②)									支庁長
	(9) 官公署等に対する資料提供等の請求(法37)							○		地域振興局長 支庁長
	(10) 手当の額の改定の請求及び届出の処理(省令2, 3)							○		地域振興局長 支庁長
	(11) 特別児童扶養手当認定通知書等の交付等(省令17, 18, 19, 22, 23, 24)							○		地域振興局長 支庁長
	(12) 特別児童扶養手当証書の訂正返付及び再交付(省令20①, 21①)							○		地域振興局長 支庁長
	(13) 特別児童扶養手当証書の交付又は返付の停止に係る市町村長からの報告の処理(省令26)							○		地域振興局長 支庁長
	(14) 請求書又は届書の添付書類の省略等の決定(省令28①③)							○		地域振興局長 支庁長
	(15) 指導監査の実施(児童扶養手当等支給事務指導監査実施要綱(平成24年3月28日制定))							○		地域振興局長 支庁長
5 母子及び父子並	(1) 母子福祉資金及び父							○		地域振興局長

<p>度認定試験合格支援事業実施要綱 (平成28年6月1日制定)を「要綱」という。</p>	(8) 母子・父子福祉団体の事業収益の貸付け対象事業以外の用途への使用の承認 (政令15①Ⅲ, 31の7, 38)				○						
	(9) 母子・父子福祉団体に対する貸付け対象事業に係る報告徴収, 立入検査及び改善勧告 (政令15②ⅠⅡ, 31の7, 38)				○						
	(10) 母子・父子福祉団体に対する役員の解職の勧告 (政令15②Ⅲ, 31の7, 38)				○						
	(11) 貸付金の一時償還の請求 (政令16, 31の7, 38)				○						
	(12) 違約金の免除 (政令17ただし書, 31の7, 38)				○						
	(13) 償還金の支払猶予 (政令19①, 31の7, 38)							○		地域振興局長 支庁長	
	(14) 厚生労働大臣に対する貸付金の貸付業務の状況の報告 (政令24, 31の7, 38, 省令1の4)				○						
	(15) 厚生労働				○						

	(24) 対象講座の指定の可否の決定及びその通知（要綱5③④）								○		地域振興局長 支庁長
	(25) 給付金の支給の可否の決定及びその通知（要綱6⑤⑥）								○		地域振興局長 支庁長
6 母子家庭等年少者の身元保証に関する条例（昭和31年鹿児島県条例第7号）の施行に関する事務この項中母子家庭等年少者の身元保証に関する条例を「条例」、母子家庭等年少者の身元保証に関する条例施行規則（昭和31年鹿児島県規則第34号）を「規則」という。	(1) 被保証人の就職区域の指定（条例3V，規則1②）				○						
	(2) 身元保証の決定（規則3①）				○						
	(3) 身元保証決定通知書の送付（規則3①）							○			
	(4) 身元保証契約の締結及び更新（規則5，6）					○					
	(5) 身元保証契約の解除（条例8）					○					
	(6) 雇用者に対する補償額の決定（規則9②③）				○						
	(7) 被保証人に対する求償額の免除（条例9）				○						
7 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下この項	(1) 保護者に対する出頭の要求又は調査若しくは質問の実施（法8の2①）								○		中央児童相談所長 大隅児童相談所長 大島児童相談

中「法」 という。)の 施行に 関する事 務	(2) 児童の住 所又は居所 への立入調 査又は質問 の実施 (法 9①)									○	所長 中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長	
	(3) 保護者に 対する再出 頭要求又は 調査若しく は質問の実 施 (法9の 2①)									○	中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長	
	(4) 職員によ る臨検又は 捜索若しく は調査若し くは質問の 実施 (法9 の3①②③ ⑤)										○	中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
	(5) 保護者に 対する指導 受入れ勧告 及び保護者 が勧告に従 わない場合 の必要な措 置 (法11③ ④)										○	中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児 童相談 所長
	(6) 保護者に 対するつき まとい等の 禁止命令 (法12の4 ①②③④⑥)				○							
	(7) 施設入所 等の措置の 解除 (法13)										○	中央児 童相談 所長 大隅児 童相談 所長 大島児

											童相談 所長
8 母体保 護法（昭 和23年法 律第156 号）の施 行に關す る事務 この項 中母体保 護法を 「法」、 母体保護 法施行令 （昭和24 年政令第 16号）を 「政令」、 母体保護 法施行規 則（昭和 27年厚生 省令第32 号）を 「省令」 という。	(1) 受胎調節 の实地指導 員の指定及 びそれに係 る講習の認 定（法15① ②）					○					
	(2) 不妊手術 及び人工妊 娠中絶の結 果の届出の 処理（法25）									○	保健所 所長
	(3) 受胎調節 の实地指導 員の指定の 取消し（法 39②）					○					
	(4) 被指定者 に対する指 定証又は標 識の交付及 び再交付 （政令1， 5）						○				
	(5) 指定証の 訂正交付 （政令3）						○				
	(6) 認定講習 の認定の取 消し（政令 6）					○					
	(7) 指定証又 は標識の回 収（省令15 ③⑥）									○	
	(8) 被指定者 の申請又は 死亡等の届 出による指 定の取消し （省令15④）						○				
	(9) 被指定者 の名簿の作 成（抹消を 含む。）及 び住所変更 届に係る關 係都道府県						○				

	知事への通知等（政令2，4，省令13②，15⑤）																							
9 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事務 この項中母子保健法を「法」，母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）を「省令」，指定養育医療機関医療担当規程（昭和40年厚生省告示第573号）を「規程」，母子保健法施行細則（昭和42年鹿児島県規則第16号）を「規則」という。	(1) 母子保健に関する知識の普及（法9）																			○	保健所長			
	(2) 養育医療の給付の指定養育医療機関への委託の決定（法20④）																				○	保健所長		
	(3) 指定養育医療機関の指定及びその取消し（法20⑤⑦〔児童福祉法20⑧〕）																					○		
	(4) 指定養育医療機関の診療報酬の額の決定及びそれに係る意見の聴取（法20⑦〔児童福祉法19の20①③〕）																						○	
	(5) 指定養育医療機関の管理者からの報告の徴収及び実地検査の実施（法20⑦〔児童福祉法21の3①〕）																						○	
	(6) 指定養育医療機関に対する診療報酬支払の差止め（法20⑦〔児童福祉法21の3②〕）																						○	

	(7) 養育医療給付に係る費用の徴収（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則29）								○	保健所 長
	(8) 指定養育医療機関からの変更の届出等の処理（省令12）							○		
	(9) 指定養育医療機関に対する証明書等の交付要求（規程5）				○					
	(10) 指定養育医療機関指定証の交付（規則2）					○				
	(11) 自己負担金の減免又は納入延期の決定（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則29）								○	保健所 長
10 鹿児島県妊娠高血圧症候群等療養援護費支給規則（昭和39	妊娠高血圧症候群等療養援護費の支給の決定及び通知（規則5①）								○	保健所 長

<p>年鹿児島 県規則第 82号。以 下この項 中「規則 という。) の施行に 関する事 務</p>													
<p>11 民間あ っせん機 関による 養子縁組 のあっせ んに係る 児童の保 護等に関 する法律 (平成28 年法律第 110号。 以下この 項中「法 という。) の施行に 関する事 務</p>	<p>(1) 養子縁組 あっせん事 業の許可及 び許可証の 交付 (法 6 ①, 10①)</p>			○									
	<p>(2) 養子縁組 あっせん事 業の許可証 の再交付 (法10③)</p>				○								
	<p>(3) 養子縁組 あっせん事 業の許可に 係る有効期 間更新の申 請の処理 (法12②)</p>				○								
	<p>(4) 民間あっ せん機関か らの変更の 届出の処理 等 (法13)</p>				○								
	<p>(5) 民間あっ せん機関か らの養子縁 組あっせん 事業の廃止 の届出の処 理 (法14①)</p>				○								
	<p>(6) 民間あっ せん機関に 対する業務 の運営の改 善命令 (法 15)</p>			○									
	<p>(7) 民間あっ せん機関に 対する養子 縁組あっせ ん事業の全</p>			○									

	部若しくは一部の許可の取消し又は停止命令 (法16)											
	(8) 民間あっせん機関からの事業報告書の処理 (法20)				○							
	(9) 民間あっせん機関からの報告等の処理 (法32)				○							
	(10) 民間あっせん機関に対する報告の要求及び立入検査等の実施 (法39①②)				○							

子育て支援課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	所 長		
1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事務 この項中社会福祉法を「法」，社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和38年鹿児島県条例	(1) 社会福祉関係法の施行事務に関する指導監督，計画の樹立 (法20)				○						
	(2) 社会福祉関係法の施行事務に従事する職員の訓練の実施 (法21)				○						
	(3) 社会福祉法人の設立，解散及び合併の認可 (法31①，46②，50③，54の6②)				○						

第58号) を「条例」 という。	(4) 社会福祉 法人の定款 変更の認可 (法45の36 ②)					○							
	(5) 社会福祉 法人等から の届出等の 処理 (法45 の36④, 46 ③, 46の6 ④⑤, 47の 5, 59, 62 ①, 63①, 64, 67①, 68)							○					
	(6) 社会福祉 法人の社会 福祉充実計 画の承認, 変更承認, 軽微な変更 の届出の処 理及び終了 承認 (法55 の2①, 55 の3①②, 55の4)					○							
	(7) 社会福祉 法人からの 報告の徴収 及び検査の 実施 (法56 ①)					○			○	地域振 興局長 支庁 長	地域振 興局長 及び支 庁 長 は, 児 童福祉 施設を 経営す る法人 (中核 市に主 たる事 務所を 有する 法人を 除く。) に 限 る。		
(8) 社会福祉 法人に対す る改善勧告 及び勧告に				○									

(11) 指定試験 機関役員の 選任及び解 任の認可 (法18の10 ①)					○															
(12) 指定試験 機関役員の 解任命令 (法18の10 ②)				○																
(13) 試験委員 の選任及び 解任の認可 (法18の11 ②〔18の10 ①〕)					○															
(14) 試験委員 の解任命令 (法18の11 ②〔18の10 ②〕)				○																
(15) 指定試験 機関の試験 事務規程の 認可及び変 更命令(法 18の13)					○															
(16) 指定試験 機関の事業 計画及び収 支予算の認 可(法18の 14)					○															
(17) 指定試験 機関の試験 事務に關す る監督上必 要な命令 (法18の15)					○															
(18) 指定試験 機関への報 告請求, 質 問及び立入 検査(法18 の16①)					○															
(19) 指定試験 機関の試験 事務の休止 及び廃止の					○															

(36) 国等以外の者の施設の変更の届出の処理 (省令37⑤⑥)				○						
(37) 市町村の施設の廃止又は休止の届出の処理 (法35⑥)				○						
(38) 国等以外の者の施設の廃止又は休止の承認 (法35⑦, 省令38②③)			○							
(39) 施設の長等に対する報告の要求及び立入検査等の実施 (法46①)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(40) 設備等が条例で定める基準に達しない場合の施設の設置者に対する改善の勧告及び命令 (法46③)			○					○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。
(41) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令に係る諮問 (法46④)				○						
(42) 設備等が条例で定める基準に達しない場合等の施設の設置者に対する事業の停止命令			○							

	等 (法59①)											
	(50) 設置の届出をしない、又は許可を受けない施設の設置者等に対する改善勧告及び勧告に従わなかった場合の公表 (法59③④)				○							
	(51) 設置の届出をしない、又は認可を受けない施設の設置者等に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令及びそれに係る諮問 (法59⑤)				○							
	(52) 勧告又は命令をした場合の市町村長への通知 (法59⑦)					○						
	(53) 設置の認可を受けていない施設の設置者からの届出の処理等 (法59の2, 59の2の5, 59の2の6)						○		○	地域振興局長 支庁長	係 長は、本庁が実施するものに限る。	
	(54) 市町村に対する保育の実施に関する技術的助言等の実施 (地方自治法 245の4)					○			○	地域振興局長 支庁長	課 長は、本庁が実施するものに限る。	
3 児童手当法 (以下この項中「法」	厚生労働大臣に対する児童手当の支給状況の報告					○						

という。)の施行に関する事務	(法29)												
4 鹿児島県福祉のまちづくり条例(平成11年鹿児島県条例第11号)に基づく児童遊園に関する事務 この項中鹿児島県福祉のまちづくり条例を「条例」、鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則(平成11年鹿児島県規則第76号)を「規則」という。	(1) 適合証の交付の請求の受理及び適合証の交付(条例19,規則5①②③)				○								
	(2) 整備基準への適合状況の調査の実施(条例23①)				○								
5 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 県行動計画の策定又は変更(法9①)	○											
	(2) 県行動計画(変更を含む。)の公表(法9⑤)				○								
	(3) 県行動計画に基づく措置の実施の状況の公表(法9⑥)				○								
	(4) 市町村行動計画策定等についての技術的助				○				○	地域振興局長 支庁長		課長は、本庁が実施する	

	言（法10①）											ものに 限る。
6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事務 この項 中就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を「法」、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年鹿児島県規則第111号）を「規則」という。	(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び公示（法3①③⑨）			○								
	(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る市町村長との協議（法3⑥）				○							
	(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない場合の通知（法3⑧）			○								
	(4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の更新（法5③）				○							
	(5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその旨の公表（法7①②）			○								
	(6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の公示の取消し及びその旨の公示			○								

それに係る 意見の聴取 等 (法61① ②)										
(13) 学校法人 に対する解 散命令及び それに係る 意見の聴取 等 (法62① ②③)			○							
(14) 学校法人 からの報告 の徴収及び 立入検査の 実施 (法63 ①)			○							
(15) 学校法人 等の登記の 届出等の受 理 (政令1)				○						
(16) 文部科学 大臣所轄の 学校法人で 知事を所轄 とする私立 学校を設置 するものが 行う寄附行 為等の認可 申請書の経 由 (政令2 ①Ⅰ)				○						
(17) 知事所轄 の学校法人 が文部科学 大臣所轄の 法人となる 場合の寄附 行為変更の 認可申請書 の経由 (政 令2①Ⅱ)				○						
(18) 合併の当 事者が知事 所轄の学校 法人で合併 後文部科学 大臣所轄の 学校法人と				○						

	なる場合の合併の認可申請書の経由 (政令 2 ①Ⅲ②)																			
	(19) 文部科学大臣所轄の学校法人が知事所轄の法人となる場合の寄附行為変更の認可に係る文部科学大臣との協議 (政令 3 I)					○														
	(20) 合併の当事者が文部科学大臣所轄の学校法人で合併後知事所轄の学校法人となる場合の合併の認可に係る文部科学大臣との協議 (政令 3 II)					○														
9 私立学校振興助成法 (昭和50年法律第61号) の施行に関する事務 この項中私立学校振興助成法を「法」、鹿児島県学校法人助成条例 (昭和52年鹿児島県条例第5号) を「条例」	(1) 補助金の交付の決定及びその取消し並びに交付した補助金の返還命令 (法10, 附則 2, 条例 4, 8, 9)					○														
	(2) 助成を受ける学校法人からの業務又は会計の状況に関する報告の徴収及び当該学校法人の関係者に対する質問又は検査					○														

という。	(法12 I) (3) 助成を受ける学校法人に対する収用定員を著しく超過して入学等をさせた場合の是正命令, 予算について必要な変更をすべき旨の勧告及び役員 の解職をすべき旨の勧告並びにそれらの措置をする場合の意見の聴取等 (法12 II III IV, 12 の 2 ①②, 13①)				○								
10 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	(1) 小学校就学前子ども又は小学校就学前子どもの保護者等に対する報告又は文書その他の物件の提出等の命令等 (法15①)				○				○	地域振興局長 支庁長		課長は、本庁が実施するものに限る。	
	(2) 教育・保育を行った者等に対する報告又は帳簿書類等の提出等の命令等 (法15②)				○				○	地域振興局長 支庁長		課長は、本庁が実施するものに限る。	
	(3) 特定教育・保育施設の利用定員に係る市町村長からの協議についての決定				○								

(9) 教育・保育情報の公表 (法58②)				○					
(10) 特定教育・保育提供者に対する教育・保育情報の調査の実施 (法58③)				○					
(11) 特定教育・保育提供者に対する報告若しくは報告内容の是正又はその調査を受けることの命令 (法58④)			○						
(12) 特定教育・保育提供者に対する報告若しくは報告内容の是正又はその調査を受けることの命令の市町村長への通知 (法58⑤)				○					
(13) 教育・保育提供者に対する確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力停止が適当である旨の市町村長への通知 (法58⑥)			○						
(14) 教育・保育の質及び担当職員情報 (教育・保育情報を除く。) の				○					

	公表 (法58 ⑦)																			
	(15) 市町村子 ども・子育 て支援事業 計画の策定 又は変更 に係る協議 についての決 定等 (法61 ⑨⑩)					○														
	(16) 県子ども ・子育て支 援事業支援 計画の策定 又は変更 (法62①)		○																	
	(17) 県子ども ・子育て支 援事業支援 計画を定め、 又は変更し たときの内 閣総理大臣 への提出 (法62⑥)					○														
	(18) 市町村子 ども・子育 て支援事業 計画の策定 等について の技術的助 言 (法63①)					○														
11 不妊治 療費助成 に関する 事務 この項 中鹿児島 県不妊治 療費助成 事業実施 要綱 (平 成16年 6 月30日制 定) を 「要綱」 という。	(1) 不妊治療 指定医療機 関の指定及 びその取消 し (要綱4)					○														
	(2) 不妊治療 費助成の承 認又は不承 認の決定 (要綱7Ⅱ)												○							保健所 長
	(3) 不妊治療 助成金の返 還の決定 (要綱10)												○							保健所 長
12 その他 の事務	私立学校の 設置者又は教					○														

育職員等の表彰に関する事務										
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

高齢者生き生き推進課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考	
			知 事	専 決 者					受 任 者			
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	所 長			所 長
1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関する事務 この項中老人福祉法を「法」、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）を「省令」、老人福祉法施行細則（平成5年鹿児島県規則第37号）を「規則」という。	(1) 福祉の措置の実施に関する市町村相互間の連絡調整，市町村に対する情報の提供等（法6の2①I②）				○					○	地域振興局長支庁長	課長は，本庁が実施するものに限る。
	(2) 老人の福祉に関する実情の把握（法6の2①II）				○					○	地域振興局長支庁長	課長は，本庁が実施するものに限る。
	(3) 国及び県以外の者が行う老人居宅生活支援事業の開始の届出の処理（法14）				○							
	(4) 国及び県以外の者の老人デイサービスセンター，老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置の届出の処理（法15②）				○							
	(5) 国及び県以外の者が行う老人居							○				

<p>宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター，老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの変更の届出の処理（法14の2，15の2①）</p>										
<p>(6) 国及び県以外の者が行う老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター，老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの廃止又は休止の届出の処理（法14の3，16①）</p>				○						
<p>(7) 市町村又は地方独立行政法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置，変更，廃止若しくは休止又は入所定員の減少若しくは増加の届出の処理（法15③，15の2②，16②）</p>				○						
<p>(8) 社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養</p>			○							

<p>護老人ホームの設置、変更、廃止若しくは休止又は入所定員の減少の時期若しくは増加の認可等（法15④、15の2②、16③）</p>												
<p>(9) 老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者からの報告の徴収及び立入検査等の実施（法18①）</p>								○		地域振興局長 支庁長		
<p>(10) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長からの報告の徴収及び立入検査等の実施（法18②）</p>								○		地域振興局長 支庁長		
<p>(11) 老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対する事業の制限又は停止の</p>			○									

命令 (法18 の2②)											
(12) 養護老人 ホーム又は 特別養護老 人ホームの 設置者に対 する事業の 停止若しく は廃止の命 令又は設置 認可の取消 し (法19)			○								
(13) 養護老人 ホーム又は 特別養護老 人ホームの 設置者に対 する設備等 の改善命令 (法19①)								○	地域振 興局長 支庁 長		
(14) 市町村老 人福祉計画 の作成又は 変更の際の 助言等 (法 20の8⑨, 20の10①)				○				○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(15) 県老人福 祉計画の作 成及び変更 (法20の9 ①)		○									
(16) 県老人福 祉計画の厚 生労働大臣 への提出 (法20の9 ⑦)			○								
(17) 県が助成 する社会福 祉法人に対 する役員解 職の勸告 (法25〔社 会福祉法58 ②Ⅲ〕)			○								
(18) 県が助成 する社会福 祉法人に対			○								

	(25) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業開始届出の処理(細則2)							○			
	(26) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者からの改善命令による措置結果報告の処理(細則3①)								○	地域振興局長 支庁長	
	(27) 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを営業者からの改善命令による措置結果報告の処理(細則3②)				○						
2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の施行に関する事務 この項中社会福祉法を「法」, 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和38年鹿児島県条例第58号)を「条例」	(1) 社会福祉関係法の施行事務に関する指導監督計画の樹立(法20)				○						
	(2) 社会福祉関係法の施行事務に従事する職員の訓練の実施(法21)					○					
	(3) 社会福祉法人の設立, 解散及び合併の認可(法31①, 46②, 50③, 54の6②)				○						
	(4) 社会福祉法人の定款					○					

可を受けた 場合の当該 許可に係る 変更の許可 (法63②)										
(18) 国等以外 の者に対す る施設を必 要としない 第一種社会 福祉事業経 営の許可 (法67②)				○						
(19) 国及び県 以外の者か らの第二種 社会福祉事 業の開始等 の届出の処 理(法69)						○				
(20) 社会福祉 事業を経営 する者から の報告の徴 収並びに検 査及び調査 の実施(法 70)				○			○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(21) 社会福祉 事業を経営 する者に対 する施設の 改善命令 (法71)				○			○	地域振 興局長 支庁 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(22) 社会福祉 事業を経営 する者に対 する社会福 祉事業の経 営の制限、 停止命令又 は認可若し くは許可の 取消し(法 72)				○						
(23) 独立行政 法人福祉医 療機構貸付 金の借入申 込書に係る				○						

<p>ラザ ナ のはな館 の設置及 び管理に 関する条 例（平成 10年鹿 児島県 条例第 10号） 第1条の 規定によ り設置さ れていた ふれあい プラザ なのはな 館（以下 この項中 「旧ふれ あいプラ ザ なのは な館」と いう。） に関する 事務</p>	<p>なのはな館 に関する行 政上の措置 の決定</p>												
<p>7 介護保 険法（平 成9年法 律第123 号）の施 行に関す る事務 この項 中介護保 険法を 「法」， 健康保険 法等の一 部を改正 する法律 （平成18 年法律第 83号）第 26条の規 定による 改正前の 介護保険 法を「旧 法」，介 護保険法</p>	<p>(1) 居宅サー ビス等を行 った者等 に対する帳 簿書類の提 示等の命令 等（法24）</p>				○					○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は，本 庁が実 施する ものに 限る。	
	<p>(2) 指定市町 村事務受託 法人の指定 （法24の2 ①，政令11 の2）</p>				○								
	<p>(3) 指定市町 村事務受託 法人の変更， 廃止等の届 出の処理等 （政令11の 3）</p>				○								
	<p>(4) 指定市町 村事務受託 法人に対す る報告の徴 取（政令11</p>				○								

施行令 （平成10 年政令第 412号） を「政令」 という。	の4)											
	(5) 指定市町村事務受託法人の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止（政令11の5）				○							
	(6) 指定市町村事務受託法人の指定、届出及び指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止の公示（政令11の6）					○						
	(7) 市町村介護保険事業計画策定等についての技術的助言（法38①、119①）					○			○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が処理するものに限る。	
	(8) 指定居宅サービス事業者の指定（特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）（法41①、70）								○	地域振興局長 支庁長		
	(9) 指定居宅サービス事業者の指定（特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）（法41①、70）								○	地域振興局長 支庁長		
(10) 指定介護予防サービス事業者の指定（介護								○	地域振興局長 支庁長			

予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。) (法53①, 115の2)										
(11) 指定介護予防サービス事業者の指定 (介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。) (法53①, 115の2)							○		地域振興局長 支庁長	
(12) 介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修の実施並びに介護支援専門員の登録 (法69の2)				○						
(13) 介護支援専門員の登録の移転申請の処理 (法69の3)				○						
(14) 介護支援専門員の登録事項の変更届出の処理 (法69の4)				○						
(15) 介護支援専門員の死亡等の届出の処理 (法69の5)				○						
(16) 申請等に基づく介護支援専門員の登録の消除 (法69の6)				○						

(17) 介護支援 専門員証の 交付（法69 の7）					○								
(18) 介護支援 専門員証の 有効期間の 更新（法69 の8）					○								
(19) 介護支援 専門員登録 試験問題作 成機関への 試験問題作 成事務の委 任（法69の 11）					○								
(20) 介護支援 専門員試験 問題作成事 務の実施 （法69の25）					○								
(21) 介護支援 専門員指定 試験実施機 関の指定 （法69の27）				○									
(22) 介護支援 専門員指定 試験実施機 関に対する 試験事務の 監督命令 （法69の29）				○									
(23) 介護支援 専門員指定 試験実施機 関の報告及 び立入検査 等の実施 （法69の30）					○								
(24) 介護支援 専門員実務 研修受講試 験の合格決 定取消し等 （法69の31）				○									
(25) 介護支援 専門員指定 研修実施機				○									

関の指定 (法69の33)											
(26) 介護支援 専門員に対 する報告の 要求, 指示, 研修受講及 び業務禁止 の命令並び に他都道府 県知事への 処分をした 旨の通知 (法69の38)				○							
(27) 介護支援 専門員の登 録の消除 (法69の39)					○						
(28) 指定居宅 サービス事 業者の指定 の更新(法 70の2)								○	地域振 興局長 支庁長		
(29) 指定居宅 サービス事 業者の変更 又は廃止等 の届出の処 理(法75)								○	地域振 興局長 支庁長		
(30) 指定居宅 サービス事 業者の報告 又は帳簿書 類の提出等 の命令及び 立入検査等 の実施(法 76)				○				○	地域振 興局長 支庁長	課長 は, 本 庁が実 施する ものに 限る。	
(31) 指定居宅 サービス事 業者に対す る基準遵守 等の勧告及 び勧告に係 る措置命令 (法76の2 ①③)				○				○	地域振 興局長 支庁長	部長 は, 本 庁が実 施する ものに 限る。	
(32) 指定居宅 サービス事 業者に対す				○				○	地域振 興局長 支庁	課長 は, 本 庁が実	

る基準遵守等の勧告の公表及び勧告に係る措置命令の公示（法76の2②④）									長	施するものに限る。
(33) 指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止（法77）			○							
(34) 指定居宅サービス事業者の指定、届出及び指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止の公示（法78）				○						
(35) 市町村長からの指定地域密着型サービス事業者を指定しようとする旨の届出の処理（法78の2②）				○				○	地域振興局長 支庁長	課 長は、本庁が処理するものに限る。
(36) 地域密着型特定施設入居者生活介護の申請に係る市町村長に対する必要な助言（法78の2③）				○				○	地域振興局長 支庁長	課 長は、本庁が実施するものに限る。
(37) 地域密着型特定施設入居者生活介護の申請に係る市町村長に対する必要な勧			○					○	地域振興局長 支庁長	部 長は、本庁が実施するものに限る。

告 (法78の2③)											
(38) 指定地域密着型サービス事業者の指定等に係る市町村長からの届出の処理 (法78の11)					○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が処理するものに限る。
(39) 市町村長相互間の連絡調整又は居宅介護支援事業者に対する援助 (法82の2②)					○			○		地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(40) 指定介護老人福祉施設の指定 (法86①)								○		地域振興局長 支庁長	
(41) 指定介護老人福祉施設の指定に係る市町村長の意見の聴取 (法86③)									○	地域振興局長 支庁長	
(42) 指定介護老人福祉施設の指定の更新 (法86の2)									○	地域振興局長 支庁長	
(43) 指定介護老人福祉施設の変更の届出の処理 (法89)									○	地域振興局長 支庁長	
(44) 指定介護老人福祉施設の報告又は帳簿書類の提出等の命令及び立入検査等の実施 (法90)					○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(45) 指定介護老人福祉施設の指定辞									○	地域振興局長 支庁	

退 の 処 理 (法91)									長	
(46) 指定介護 老人福祉施 設に対する 基準遵守等 の勧告及び 勧告に係る 措置命令 (法91の2 ①③)			○				○		地域振 興局長 支庁 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
(47) 指定介護 老人福祉施 設に対する 基準遵守等 の勧告の公 表及び勧告 に係る措置 命令の公示 (法91の2 ②④)				○			○		地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
(48) 指定介護 老人福祉施 設の指定の 取消し及び 指定の全部 若しくは一 部の効力停 止 (法92)			○							
(49) 指定介護 老人福祉施 設の指定、 指定辞退及 び指定取消 し又は指定 の全部若し くは一部の 効力停止の 公示 (法93)				○						
(50) 介護老人 保健施設の 開設の許可 (法94①)							○		地域振 興局長 支庁 長	
(51) 介護老人 保健施設に 係る事項の 変更の許可 (定員の変 更に係るも のに限る。)							○		地域振 興局長 支庁 長	

保健施設の 管理者の変 更の命令 (法102)									興局長 支庁 長	
(61) 介護老人 保健施設に 対する基準 遵守等の勧 告及び勧告 に係る措置 命令 (法 103①③)			○				○		地域振 興局長 支庁 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
(62) 介護老人 保健施設に 対する基準 遵守等の勧 告の公表及 び勧告に係 る措置命令 の公示 (法 103②④)				○			○		地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
(63) 介護老人 保健施設の 許可の取消 し及び許可 の全部若し くは一部の 効力停止 (法104)			○							
(64) 介護老人 保健施設の 許可, 許可 の取消し若 しくは許可 の全部若し くは一部の 効力停止又 は施設の廃 止の公示 (法 104の 2)				○						
(65) 介護医療 院の開設の 許可 (法 107①)							○		地域振 興局長 支庁 長	
(66) 介護医療 院に係る事 項の変更の 許可 (定員 の変更に係							○		地域振 興局長 支庁 長	

るものに限る。) (法107②)																			
(67) 介護医療院に係る事項の変更の許可(定員の変更に係るものを除く。) (法107②)														○	地域振興局長 支庁長				
(68) 介護医療院の開設の許可及び変更の許可に係る市町村長の意見の聴取 (法107⑥)														○	地域振興局長 支庁長				
(69) 介護医療院の開設の許可の更新 (法108)														○	地域振興局長 支庁長				
(70) 介護医療院の管理者の承認 (法109)														○	地域振興局長 支庁長				
(71) 介護医療院の広告事項の許可 (法112①)														○	地域振興局長 支庁長				
(72) 介護医療院の変更の届出等の処理 (法113)														○	地域振興局長 支庁長				
(73) 介護医療院の報告又は帳簿書類の提出等の命令及び立入検査等の実施 (法114の2①)					○									○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。			
(74) 介護医療院に対する設備の使用制限等の命令 (法114の3)														○	地域振興局長 支庁長				
(75) 介護医療														○	地域振				

院の管理者 の変更の命 令（法114 の4①）									興局長 支庁 長	
(76) 介護医療 院に対する 基準遵守等 の勧告及び 勧告に係る 措置命令 （法114の 5①③）			○				○		地域振 興局長 支庁 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
(77) 介護医療 院に対する 基準遵守等 の勧告の公 表及び勧告 に係る措置 命令の公示 （法114の 5②④）				○			○		地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
(78) 介護医療 院の許可の 取消し及び 許可の全部 若しくは一 部の効力停 止（法114 の6①）			○							
(79) 介護医療 院の許可、 許可の取消 し若しくは 許可の全部 若しくは一 部の効力停 止又は施設 の廃止の公 示（法114 の7）				○						
(80) 指定介護 療養型医療 施設の指定 の更新（旧 法107の2）							○		地域振 興局長 支庁 長	
(81) 指定介護 療養型医療 施設の指定 の変更（旧 法108）							○		地域振 興局長 支庁 長	

(82) 指定介護療養型医療施設の変更の届出の処理 (旧法111)								○	地域振興局長 支庁長	
(83) 指定介護療養型医療施設の報告又は帳簿書類の提出等の命令及び立入検査等の実施 (旧法112)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(84) 指定介護療養型医療施設の指定辞退の処理 (旧法113)								○	地域振興局長 支庁長	
(85) 指定介護療養型医療施設に対する基準遵守等の勧告及び勧告に係る措置命令 (旧法113の2①③)			○					○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。
(86) 指定介護療養型医療施設に対する基準遵守等の勧告の公表及び勧告に係る措置命令の公示 (旧法113の2②④)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
(87) 指定介護療養型医療施設の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止 (旧法114)			○							
(88) 指定介護				○						

療養型医療施設の届出及び指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止の公示（旧法115）											
(89) 指定介護予防サービス事業者の変更又は廃止等の届出の処理（法115の5）								○	地域振興局長 支庁長		
(90) 指定介護予防サービス事業者の報告又は帳簿書類の提出等の命令及び立入検査等の実施（法115の7）				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。	
(91) 指定介護予防サービス事業者に対する基準遵守等の勧告及び勧告に係る措置命令（法115の8①③）				○				○	地域振興局長 支庁長	部長は、本庁が実施するものに限る。	
(92) 指定介護予防サービス事業者に対する基準遵守等の勧告の公表及び勧告に係る措置命令の公示（法115の8②④）				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。	
(93) 指定介護予防サービス事業者の				○							

指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止 (法 115 の 9)											
(94) 指定介護予防サービス事業者の指定, 届出及び指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止の公示 (法 115 の 10)				○							
(95) 指定介護予防サービス事業者の指定の更新 (法 115 の 11 [70 の 2])								○	地域振興局長 支庁長		
(96) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定, 届出及び指定取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止に係る市町村長からの届出の処理 (法 115 の 20)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は, 本庁が処理するものに限る。	
(97) 介護サービス事業者からの業務管理体制の整備に関する届出の処理 (法 115 の 32 ②③④)				○				○	地域振興局長 支庁長	課長は, 本庁が実施するものに限る。	
(98) 介護サービス事業者				○				○	地域振興局長	課長は, 本	

										支庁 長	庁が実 施する ものに 限る。
				○				○		地域振 興局長 支庁 長	部 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
				○				○		地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。
				○							
				○							
				○							
				○							

是正又はその調査を受けることの命令（法115の35④）										
(105) 指定地域密着型サービス事業者等に対する報告若しくは報告内容の是正又はその調査を受けることの命令の市町村長への通知（法115の35⑤）				○						
(106) 指定居宅サービス事業者等に対する指定若しくは許可の取消し又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力停止（法115の35⑥）			○							
(107) 指定地域密着型サービス事業者等に対する指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止が適当である旨の市町村長への通知（法115の35⑦）			○							
(108) 介護サービス情報の報告に関する計画の策定及び公表（政令37の				○						

2)																			
(109) 県介護保険事業支援計画の策定及び変更(法118①)		○																	
(110) 県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときの厚生労働大臣への提出(法118⑦)					○														
(111) 介護給付及び予防給付に要する費用の県の負担の処理並びに介護予防事業に要する費用及び特定地域支援事業支援額の交付(法123①③④)					○														
(112) 介護保険事業に要する費用の県の補助処理(法128)					○														
(113) 財政安定化基金の設置(法147①)		○																	
(114) 財政安定化基金の交付及び貸付け(法147①)				○															
(115) 財政安定化基金拠出金の市町村からの徴収(法147③)					○														
(116) 財政安定化基金拠出金への繰入れ(法147					○														

	(126) 福祉用具 専門相談員 指定講習事 業者の指定 (政令4②)				○						
	(127) 福祉用具 専門相談員 指定講習事 業者の変更 又は廃止等 の届出の処 理 (政令 4 ②)				○						
	(128) 福祉用具 専門相談員 指定講習事 業者の指定 の 取 消 し (政令4③)			○							
	(129) 市町村に 対する介護 保険事務に 関する技術 的助言等の 実施 (地方 自治法245 の4)				○			○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
8	介護保 険施設等 の指導監 査に關す る事務				○						
9	社会福 祉士及び 介護福祉 士法 (昭 和62年法 律第30号) の施行に 關する事 務 この項 中社会福 祉士及び 介護福祉 士法を 「法」, 社会福祉 士及び介	(1) <small>かくたん</small> 吸引 等事業者の 登録 (法48 の3, 48の 5)				○					
		(2) <small>かくたん</small> 登録喀痰 吸引等事業 者の登録事 項の変更等 の届出の処 理 (法48の 6①②)				○					
		(3) <small>かくたん</small> 登録喀痰 吸引等事業 者の登録の 取消し及び 業務の停止			○						

11)																			
(12) 登録研修 機関の業務 規程に係る 届出の処理 (法附則12)					○														
(13) 登録研修 機関の喀痰 吸引等研修 業務の休止 又は廃止の 届出の処理 (法附則13)					○														
(14) 登録研修 機関に対す る適合命令 (法附則14)				○															
(15) 登録研修 機関に対す る改善命令 (法附則15)				○															
(16) 登録研修 機関の登録 の取消し又 は業務の停 止命令 (法 附則16)				○															
(17) 登録研修 機関の登録 等の公示 (法附則17)					○														
(18) 登録研修 機関に対す る報告の要 求及び立入 検査 (法附 則18 [19, 20①])					○														
(19) 特定行為 事業者の登 録 (法附則 20①)					○														
(20) 登録特定 行為事業者 の登録事項 の変更等の 届出の処理 (法附則20 ② [48の 6 ①②])					○														

	(21) 登録特定 行為事業者 に対する報 告の要求及 び立入検査 (法附則20 ②〔19, 20 ①〕)				○					
	(22) 登録特定 行為事業者 の登録の取 消し又は業 務の停止命 令(法附則 20②〔48の 7〕)				○					
	(23) 登録特定 行為事業者 の登録等の 公示(法附 則20②〔48 の8〕)				○					
	(24) 認定特定 行為業務事 業者の届出 事項の変更 の届出の処 理(省令附 則7)				○					
10 高齢者 虐待の防 止, 高齢 者の養護 者に対す る支援等 に関する 法律(平 成17年法 律第124 号。以下 この項中 「法」と いう。)の 施行に 関する事 務	(1) 高齢者虐 待の防止等 の措置の実 施に関する 市町村相互 間の連絡調 整, 市町村 に対する情 報の提供, 支援等(法 19)				○			○	地域振 興局長 支庁 長	課 長 は, 本 庁が実 施する ものに 限る。
	(2) 養介護施 設従事者等 による高齢 者虐待の状 況等の公表 (法25)				○					

別表第6産業立地課の表中7の項を削り, 8の項を7の項とし, 9の項から11の項までを1号ずつ繰り上げ, 同表12の項事務の種類欄中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改め, 「平成19年法律第40号」の次に「。以下この項中「法」という。」

を加え、「この項中企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律を「法」、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領（平成20年 8 月 22 日付け総情地第50号総務事務次官・財理第3397号財務事務次官・厚生労働省発医政第0822001号厚生労働事務次官・20総合第982号農林水産事務次官・平成20・08・12地第 1 号経済産業事務次官・国総政第39号国土交通事務次官通知）を「要領」という。」を削り、同項第 1 号及び第 2 号を削り、同項第 3 号中「への協議（法 5 ①, 6 ①）」を「との協議（法 4 ①, 5 ①）」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 4 号中「5 ⑦, 6 ③」を「4 ⑧, 5 ③〔4 ⑧〕」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「6 ①②」を「5 ②」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 7 号中「地域産業活性化協議会」を「地域経済牽引事業促進協議会」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(5) 土地利用調整計画（変更を含む。）への同意（法11③, 12②〔11③〕）				○							
(6) 地域経済牽引事業計画の作成及び変更並びにそれに係る主務大臣への承認申請（法13①, 14①）				○							

別表第 6 産業立地課の表12の項第 8 号中「企業立地計画及び事業高度化計画」を「地域経済牽引事業計画」に、「14③④, 15②③, 16③④, 17②③」を「13④⑥, 14②③〔13④⑥〕」に改め、同号を同項第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 事業環境の整備に関する措置の提案に係る提案者への通知及び公表（法15②③）				○							
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 産業立地課の表12の項第 9 号中「承認企業立地計画及び承認事業高度化計画」を「承認地域経済牽引事業」に、「22」を「35」に改め、同項第10号中「承認企業立地計画及び承認事業高度化計画」を「承認地域経済牽引事業」に、「23」を「36①」に改め、同項を同表11の項とする。

別表第 6 水産振興課の表23の項事務の種類欄中「離島漁業再生支援交付金実施要領の運用（平成17年 4 月 1 日付け16水漁第2498号）を「水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年 3 月 26 日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）を「要領」、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年 3 月 26 日付け21水港第2630号）」に改め、同項第 1 号中「審査認定及び通知（通知第 1 - 2 - (1)(3)）」を「審査及び認定並びにその旨の水産庁長官への通知（要領第 2 - 1 - (1)-ウ-(i), 通知第 2 - 1 - (1)-イウ）」に改め、同項第 2 号中「認定及び通知（通知第 2 - 3 - (2)）」を「審査及び認定（要領第 2 - 1 - (1)-エ-(ウ), 通知第 2 - 1 - (2)-ウ-(i)）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 市町村離島漁業集落活動促進計画（変更を含む。）を認定した旨の水産庁長官への報告（要領第 2 - 1 - (1)-エ-(ウ), 通知第 2 - 1 - (2)-ウ-(i)）				○							
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 農村振興課の表 3 の項第17号, 第21号及び第25号中「県農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改め、同表14の項第 2 号中「県農業会議及び県農協中央会」を「農業委員会ネットワーク機構及び農業者, 農業に関する団体その他の関係者」に改める。

別表第 6 農業経済課の表15の項を次のように改める。

15 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）の施行に関する事務 この項中民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律を「法」、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令（平成29年政令第24号）を「政令」という。	(1) 異動事由に係る認可（法2④Ⅱ）					○						
	(2) 農業協同組合等からの報告の徴収及び立入検査の実施並びにその結果の農林水産大臣及び金融庁長官への報告（法43①②, 44①②⑥, 政令5⑥⑦）						○					

別表第6 農業経済課の表16の項事務の種類欄中「農業災害補償法（」を「農業保険法（」に、「農業災害補償法を」を「農業保険法を」に、「農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）」を「農業保険法施行令（平成29年政令第263号）」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「24②」を「30②」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「組合」を「農業共済組合（以下この項中「組合」という。）」に、「25, 26①, 48②③〔25, 26①〕」を「31, 32①, 67②③〔31, 32①〕」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「26②⑤, 43③〔26②⑤〕, 46③〔26②⑤〕, 48③〔26②⑤〕」を「32②⑤, 58③〔32②⑤〕, 65③〔32②⑤〕, 67③〔32②⑤〕」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「模範共済規程例」を「模範事業規程例」に、「29④, 30③」を「35④, 36④」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「33の6」を「45」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「又は共済規程」を「等」

に、「43②③④〔26①〕」を「58②③④〔32①〕」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「46②③〔26①〕」を「65②③〔32①〕」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「56の2③④」を「84③④」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「58」を「86」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号から第13号までを削り、同項第14号中「85の2②」を「101②」に改め、同号を同項第10号とし、同項第15号中「85の3①③⑤、85の6①③④〔85の3⑤〕」を「102①③⑤、107①③④〔102⑤〕」に改め、同号を同項第11号とし、同項第16号中「85の3④〔26②⑤〕、85の6④〔85の3④〕、85の9③〔26②⑤〕、85の10②〔26②⑤〕」を「102④〔32②⑤〕、107④〔102④〕、111③〔32②⑤〕、112②〔32②⑤〕」に改め、同号を同項第12号とし、同項第17号中「85の4⑤」を「105⑤」に改め、同号を同項第13号とし、同項第18号中「85の9①③〔26①〕」を「111①③〔32①〕」に改め、同号を同項第14号とし、同項第19号中「85の10〔26①〕」を「112〔32①〕」に改め、同号を同項第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 組合等への情報の提供等（法133②）					○														
-------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 農業経済課の表16の項中第20号から第24号までを削り、同項第25号中「142の2」を「208」に改め、同号を同項第17号とし、同項第26号中「142の2、142の3、142の4」を「209①②③」に改め、同号を同項第18号とし、同項第27号中「142の5、142の6」を「210、212」に改め、同号を同項第19号とし、同項第28号中「142の5の2」を「211」に改め、同号を同項第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 組合の決議又は選挙若しくは当選の取消し（法213）					○														
--------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 農業経済課の表16の項第29号中「2の3」を「15」に改め、同号を同項第22号とし、同号の次に次の3号を加える。

(23) 事務費の賦課の額及び方法並びにその変更に係る承認（政令18①）					○														
(24) 組合を解散させた場合の登記の嘱託（組合等登記令（昭和39年政令第29号）14④）					○														
(25) 無効又は取消しの原因たる請求がなかったことの証明（組合等登記令25〔商業登記法（昭和38年法律第125号）25②〕）					○														

別表第6 農業経済課の表16の項中第30号を第26号とし、第31号から第40号までを4号ずつ繰り上げる。

別表第6 農産園芸課の表4の項事務の種類欄中「主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の施行」を「主要農作物の優良な種子の生産及び普及」に改め、「この項中主要農作物種子法を「法」、指定種子生産審査条例（昭和27年鹿児島県条例第56号）を「条例」という。」を削り、同項第1号事項の欄を次のように改める。

(1) 種子生産ほ場の特定の届出の受理

別表第6 農産園芸課の表4の項第2号中「（法4⑤）」を削り、同項第3号中「主要農作物種子審査員」を「主要農作物種子審査員等」に改め、「（法4⑦）」を削り、同項第4号中「（法5）」を削り、同項第5号中「指定種子生産者等」を「種子生産者等」に、「ため」を

「ための」に改め、「(法6)」を削る。

別表第6農地整備課の表1の項第15号ア(イ)及び(ウ)並びにイ(イ)中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改める。

別表第6建築課の表4の項第1号中「8①②」を「8②」に改め、同項第7号を削り、同項第6号中「不動産特定共同事業者」を「不動産特定共同事業者等」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「監督処分」を「不動産特定共同事業者に対する監督処分」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 不動産特定共同事業者に対する監督処分に関する主務大臣等への通知(法34③, 35③ [34③], 37③ [34③])					○														
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6建築課の表4の項第8号を次のように改める。

(8) 小規模不動産特定共同事業の登録(変更を含む。)及び通知,登録の更新,登録の拒否,変更又は廃業等の届出の処理並びに登録の抹消(法41①③, 43, 44, 46③ [43, 44], 47②, 48①, 56)					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6建築課の表4の項に次の6号を加える。

(9) 小規模不動産特定共同事業者登録簿等の閲覧の承認(法49)						○													
(10) 小規模不動産特定共同事業者等からの報告の徴収等及び立入検査等の実施(法50②)					○														
(11) 小規模不動産特定共同事業者に対する指示,業務の停止命令及び登録の取消し並びに業務管理者の解任命令(法51①②, 52①②, 53, 54①②)				○															
(12) 小規模不動産特定共同事業者に対する監督処分に関する主務大臣等への通知(法51③, 52③ [51③], 54③ [51③])					○														
(13) 小規模不動産特定共同事業者に対する監督処分をした旨の公告(法57 [38])					○														

(14) 小規模不動産特定 共同事業者に対する 指導等 (法57 [39])					○															
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 建築課の表 8 の項中第25号を第30号とし、第24号を第29号とし、同項第23号中「耐震診断」を「要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断」に改め、同号を同項第28号とし、同項中第22号を第27号とし、同項第21号中「耐震診断」を「要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断」に改め、同号を同項第26号とし、同項中第20号を第25号とし、第 1 号から第19号までを 5 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号から第 5 号までとして次の 5 号を加える。

(1) 要安全確認計画記 載建築物に係る耐震 診断の結果の報告受 理 (法 7)					○															
(2) 要安全確認計画記 載建築物に係る報告 命令等 (法 8)					○															
(3) 要安全確認計画記 載建築物に係る耐震 診断の結果の公表 (法 9)					○															
(4) 要安全確認計画記 載建築物の耐震改修 に係る指導及び助言 並びに指示等 (法12)					○					○										地域振 興局長 支庁 長
(5) 要安全確認計画記 載建築物に係る報告、 検査等 (法13①)					○					○										地域振 興局長 支庁 長

別表第 6 建築課住宅政策室の表 2 の項第 1 号中「16①, 28①」を「16①④, 28①④」に、「29①②③」を「29」に改め、同項第 2 号中「16①②, 28②, 29⑤⑥」を「16①②④, 28②④, 29②⑥⑦」に改め、同項第 3 号中「法16④」を「法16⑤」に、「28③ [16④]」を「28③⑤ [16⑤]」に、「29⑧ [16④]」を「29⑨ [16⑤]」に、「31③」を「31④」に改め、同項第11号中「29①⑦」を「29①②⑧」に改める。

別表第 6 消防保安課の表 2 の項事務の種類欄を次のように改める。

2 消防組 織法 (昭 和22年法 律第226 号) の施 行に關す る事務 この項 中消防組 織法を 「法」、 緊急消防 援助隊の 応援等の 要請等に 關する要 綱 (平成

27年消防
 広 第 7 4
 号) を
 「要綱」
 という。

別表第 6 消防保安課の表 2 の項第 5 号中「33⑥」を「33⑤」に改め、同項に次の 6 号を加える。

(10) 消防庁長官の求め に 応じた市町村長に 対する応援出動等の 措置要求 (法44③)				○																
(11) 消防庁長官の指示 に 基づく市町村長に 対する緊急消防援助 隊の出動の措置の指 示 (法44⑥)				○																
(12) 消防応援活動調整 本部の設置及び本部 員等の任命等 (法44 の 2 ①⑤⑥)				○																
(13) 緊急消防援助隊に 対する出動の指示及 びその旨の消防庁長 官に対する通知 (法 44の 3 ①③)				○																
(14) 都道府県大隊長等 に対する緊急消防援 助隊の部隊移動の指 示及びその旨の消防 庁長官に対する通知 (要綱19(3)(4))				○																
(15) 緊急消防援助隊の 引揚げの決定及びそ の旨の消防庁長官等 に対する通知 (要綱 21)				○																

別表第 6 消防保安課の表 3 の項第 26 号中「35の 10」を「35の 13」に改め、同表 8 の項第 14 号中「15①②」を「15①ただし書②ただし書」に改め、同項第 15 号中「15①, 52の 2 ① I」を「15①ただし書, 53① I」に改め、同項第 34 号中「52の 2 ①」を「53①」に改め、同表 14 の項第 9 号中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。